

事実無根の誹謗中傷記事について

2020年2月18日
株式会社 オールラ
代表取締役 竹原 虎太郎

先日、某ジャーナリストが、自身で運営するWEBサイト内に、弊社および弊社グループに対する、事実無根の誹謗中傷記事を複数掲載していることがわかりました。

そこで、弊社の各拠点およびグループ各社に確認したところ、このジャーナリストは、弊社およびグループ各社に対し、取材はおろか、その申込さえして来ていないことが判明しました。つまり、当事者に対する事実確認を行っていないということです。

また、各記事の情報源は、弊社および弊社グループを逆恨みしている以下A～Dであることも推測できました。

A 静岡県伊東市の前市長に関連する贈収賄事件で有罪判決を受け現在執行猶予中の弊社子会社元役員。この元役員は在任時に背任横領行為も行っており弊社子会社が追及中。

B 株式会社淡島ホテルの買収を申し入れたが、同社の元オーナーから断られた運送会社役員。この者らは、現在、淡島ホテル運営を弊社グループから奪うことを目的とした活動を行っているが、その内容は、弊社グループに対する業務妨害や名誉棄損であり、弊社グループとしては、この者らに対し刑事告訴を検討中。

C 廃墟寸前になりかけていた長泉ガーデンホテルを救うために弊社グループが動こうとした際、妨害した同ホテル元会員。この元会員は、他の会員を束ね団体を結成し同ホテルを運営すると宣言していたが、わずか1ヶ月で投げ出し、結局、同ホテルは弊社子会社が運営することに。

D 金銭を横領し弊社を解雇された者。成績不振のため居辛くなり弊社を退職した者等。

さらに、このジャーナリストについて調べたところ、記事の削除を求めると多額の金銭を要求して来るという噂を耳にしました。

ところで、ジャーナリズム倫理（報道倫理）という単語を調べてみると、その意味は以下の通りとなっております。

ジャーナリストの国際組織である[国際ジャーナリスト連盟](#)が1954年に採択した「ジャーナリストの義務に関するボルドー宣言」では、ジャーナリストが守るべき義務として、[真実](#)の尊重、論評の自由、正確性、[情報源](#)の秘匿、[盗用](#)・[中傷](#)・[名誉毀損](#)・報道に関する金銭の授受の排除を挙げている。また、世界各国で制定されている報道に関する倫理規定では、真実や正確性の尊重、プレスの自由、公正な取材、情報源の秘匿、公平な報道、人権の尊重が倫理規定に挙げられている。

以上を総合すると、このジャーナリストは、偏った取材によって得た虚偽情報を名誉棄損満載の内容でたれ流し、時には金銭を要求するといった疑いのある、報道倫理からかけ離れた存在であることは明白です。

したがって、当該記事は、当然ながら虚偽、というか、もはや小説、いや弊社を逆恨みする者からの悪口でありまして、このジャーナリストは、前記A～Dのスポークスマンにすぎません。

ということで、この倫理観のかけらもないジャーナリストが書いた、弊社および弊社グループに関する全ての記事について、わずかでも信じることがないようお願い致します。

また、もしも、本件に関して疑義がある場合は、詳細に説明致しますので、お気軽にお問合せ下さいませようお願い致します。

なお、このジャーナリストの行為は、完全に名誉毀損に当たりますので、今後は刑事、民事両面で追求して行く所存です。進展がありましたら、この場にてお知らせ致します。

最後に、当該記事が事実からどれぐらいかけ離れているか、その一例を紹介致します。

このジャーナリストが報じた内容（情報源A）

弊社子会社のグッドリゾート株式会社（以下「グッドリゾート」という）は、Aが所有している物件を借りて、直営施設として活用している。しかし、賃料を支払っていないため、A（実際はAの支配している会社）から、明渡しを求めて提訴された。

この件に関する事実

グッドリゾートはAに対し少なくとも2,500万円の債権を有しており、Aに対する賃料支払は、本債権を相殺充当することで少なくとも2022年3月まで支払済である。Aは借入して当該物件を購入しており、その返済が出来ない状況となってしまったため苦し紛れでグッドリゾートを提訴した。しかし、逆にAはグッドリゾートから多額の支払を求められている（詳細は以下「取引経緯」をご参照下さい）。

取引経緯（グッドリゾートとA）

- 2014年4月頃 グッドリゾート（当時は岩井商事）社長とAが知り合った。
- 2014年5月23日 Aから岩井商事が400万円を借入。
- 2014年7月23日 Aが岩井商事社長に要求し、岩井商事取締役役に就任。最終目標は岩井商事を乗っ取ることだったようである。
- 2014年12月7日 Aが岩井商事社長に対し、借金返済としてフェラーリを購入するよう強要。岩井商事は、支払総額1,900万円のクレジットを組まされた。フェラーリはAが持って行ってしまい、岩井商事社長は一度も見していない。
- 2015年4月21日 Aが当該物件を購入。所有者はA。
- 2015年5月28日 Aの支配している会社（以下「A産業」という）と岩井商事が当該物件について賃貸借契約を締結。賃料は相場の2倍、通常は所有者が負担すべき費用を岩井商事に負担させるという契約内容で、後にAは背任と追及される。また、物件の所有者はAなのに、貸主をA産業として契約。Aからは、役員が貸主だと利益相反の疑いをかけられるため、と説明を受けた。
- 2015年10月15日 賃料の振込先がA個人名義の口座に変更された。AによるとA産業は多額の税金等を滞納しており差押の懸念があるため。
- 2016年4月16日 岩井商事がオーロラグループとなった。この際Aは、岩井商事社長（筆頭株主）に昼夜を問わずTELをかけ、何度も自宅までおしかけて、Aに株式を譲渡するよう説得を試みたが、Aの悪質性に嫌気がさしていた社長は断固拒否した。
- 2017年4月頃 岩井商事がAに対しフェラーリの返還要求を開始。
- 2017年夏頃 岩井商事がAに対しフェラーリの返還または借入金と支払総額の差額1,500万円の返済要求（①）。
- 2017年秋頃 岩井商事がAに対し①と共に背任行為（不当に不利な賃貸借契約締結）による損害金として先ず1,000万円の返還要求（②）。
- 2018年3月 岩井商事がAに対し①②を履行しないのであれば、岩井商事が保有する①②の債権合計2,500万円と賃料を相殺することを最終通告。
- 2018年4月 賃料送金をストップし相殺充当スタート。
- 2018年6月16日 Aが贈収賄幫助容疑にて逮捕された。。

2018年12月25日 Aに懲役1年、執行猶予3年の有罪判決が下った。

2019年4月15日 A産業の申立による訴状がグッドリゾートに届いた。A産業は賃料不払いによる契約解除、明渡しを主張。グッドリゾートはA産業とAは同一、Aに対する債権を充当することによって、少なくとも2022年3月まで賃料は支払済であると主張。裁判所は概ねグッドリゾートの主張を認めている。現在は、グッドリゾート側がフェラーリの返還か1,500万円程度の支払いを要求する場面となっている。

※当該賃貸借契約における相場の2倍の賃料に対する過去に遡っての是正要求が認められた場合、賃料充当期間がさらに2～3年延長されることになります。

以上